

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

平成二十九年十一月二十一日から平成三十年三月十六日まで